# 年金だより

# 沖縄特例の手続きはお済みでしょうか?

# 国民年金の沖縄特別措置

として納付することができました。) す。(平成4年3月31日までは特例追納 でその期間を保険料免除期間とみなしま でいた方については、申し出をすること 昭和45年3月31日までの間、沖縄に住ん 金額を確保するため昭和36年4月1日~ た。沖縄に住んでいた人の受給権及び年 遅れて昭和45年4月1日に発足しまし 沖縄県の国民年金制度は本土より9年

へご相談ください。 の方です。手続きがまだの方は、年金課 申請時に沖縄県外に住んでいる方につ 対象者は昭和25年4月1日以前生まれ

住所地の市町村で申請してください。 いては、沖縄県の区域内における最後の

## 申請に必要な書類

#### 戸籍の附票等

2名の証明)が必要です。 所の記載がなければ、居住確認申立書 載のあるもの。戸籍の附票に当時の住 (現在沖縄に住んでいる、 特別措置を受けようとする期間の記 親族以外の

# 厚生年金の沖縄特別措置

遅れたため、被保険者期間が短く、年金 本土復帰後数回、 り、給付水準の均衡のための特別措置が 額が本土と比較して低いという状況があ 沖縄県の厚生年金保険は、 講じられてきました。 制度発足が

年金額を増やすことができます。 特別措置の対象者です。認定された期間 べての項目に該当する方は、今回の沖縄 置が施行されています。次の①から③す の保険料を納付(特別納付)することで 平成18年4月1日よりあらたな特別措

## ①昭和20年4月1日以前に生まれた 方

②昭和45年1月1日から昭和47年5 たことがある方は除く) 加入したことがある方(この期間 月14日の期間に本土の厚生年金に に沖縄の厚生年金保険に加入をし

> ③厚生年金保険法の適用事業所に 以上で雇用されていた期間があ 12月31日までの期間のうち20歳 昭和29年5月1日から昭和44年 る(あった)事業所に限る)に、 例納付の対象とされた期間分に 別措置の対象者は、同措置で特 除かれます。また平成2年の特 の公的年金に加入した期間等は る。(ただし、この期間中で他 相当する事業所等(沖縄に 除かれます。) ついては、今回の対象期間から

## 特例措置の実施期間

別納付を行うことができます。 3月31日までの5年間に限り、 内です。詳しくは、お近くの社会 別納付を行うことができる回数 保険事務所へご相談ください。 平成18年4月1日から平成23年 各年度につき1回、計3回以 特

※年金受給者及び年金受給を間近に 控えている方には、保険料を納付 があります。 ので、お早めに手続きを行う必要 した月からしか年金額は増えない

●ねんきん特別便●

ねんきん特別便の回

答がまだな方は、『年金

記録の確認』を行い、必

ず回答願います。

#### お知らせ

### 係る民間委託について 国民年金保険料の収納業務に

督励業務が 年金保険料未納者に対する納付 ト事業実施により沖縄県の国民 平成20年10月より市場化テス

#### 管理回収株式会社 エー・シー・エス 債権

われる場合があります。 話・文書勧奨・戸別訪問等が へ委託されます。 10月以降、委託事業所から電

#### お問い合わせ

#### うるま市役所

庁 舎 **2**973-5498

石川庁舎 **2**965-5617 与那城庁舎 **2**978-2123 勝連庁舎 **2**978-7237

#### コザ社会保険事務所

給 付 課 **2**933-3439